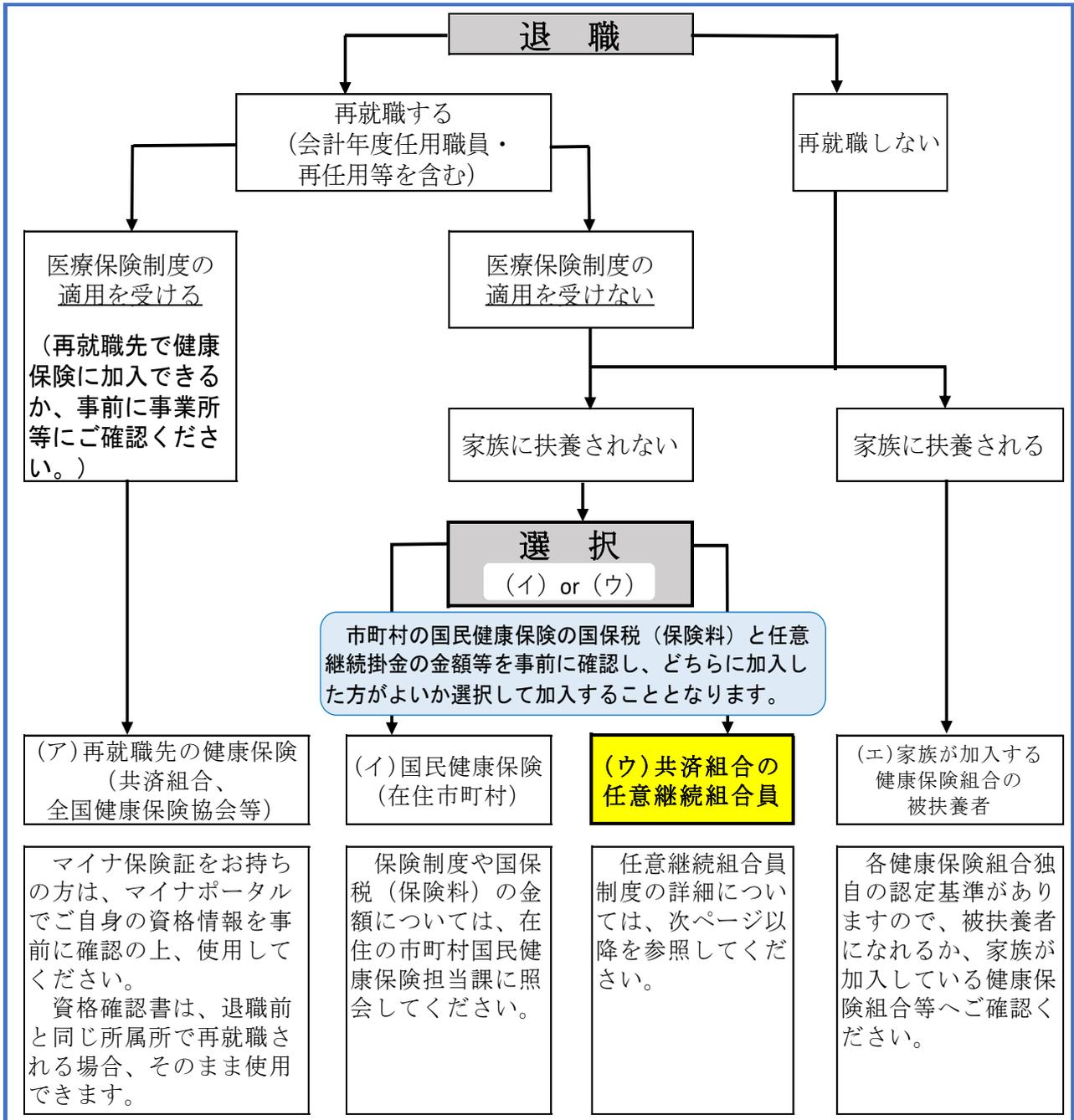


# 退職後の医療保険制度と任意継続組合員制度

## 1 退職後の医療保険制度

退職により、組合員資格は退職日の翌日から喪失することとなり、被扶養者に認定されているご家族についても被扶養者認定が取消となりますので、医療保険の適用を受けるため、退職された全ての方は次のいずれかの医療保険制度に加入する必要があります。

なお、資格喪失後は、現在お持ちの資格確認書等は使用できなくなりますので、退職後速やかに所属所の共済事務担当を経由して共済組合へ返納してください。



注1 60歳未満の組合員が退職し、(イ)(ウ)に該当する場合、また(エ)に該当した方で扶養する方が配偶者以外の場合は、国民年金第1号被保険者となりますので、国民年金の加入手続きをお願いします。

注2 60歳未満の配偶者が被扶養者として認定されていた組合員が(イ)(ウ)(エ)に該当した場合、配偶者は国民年金第3号被保険者の資格を喪失し国民年金第1号被保険者となるため、手続きをお願いします。

退職後であっても、次の短期給付については、請求することにより共済組合から受けることができます。

ただし、退職後に加入することになった他の健康保険組合などから同一事由の給付を受ける場合は二重給付となりますので、受けることはできません。

- 出産費：1年以上組合員であった方が退職後6か月以内に出産した場合  
 (任意継続組合員の場合は、任意継続組合員の資格喪失日から6か月以内)
- 埋葬料：退職後3か月以内に死亡した場合  
 (任意継続組合員の場合は、任意継続組合員の資格喪失日から3か月以内)
- 傷病手当金：1年以上組合員であった方が退職した際に傷病手当金を受けている場合は支給期間終了まで
- 出産手当金：1年以上組合員であった方が退職した際に出産手当金を受けている場合は支給期間終了まで

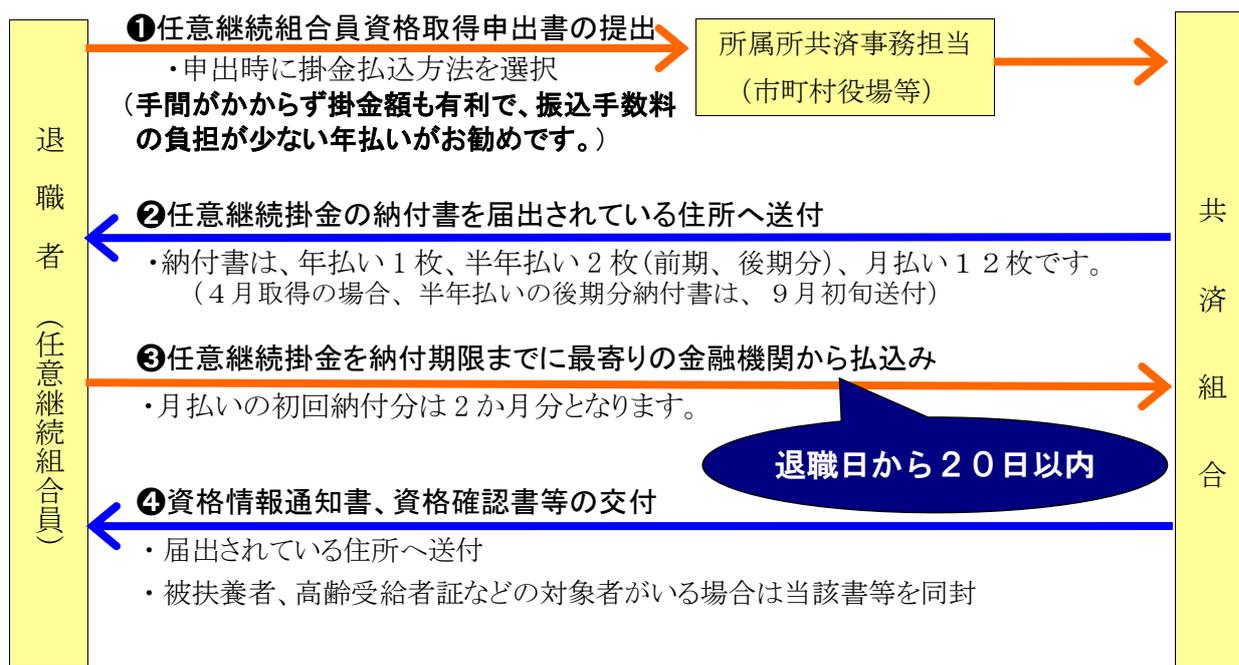
## 2 任意継続組合員制度

### (1) 概要

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方(後期高齢者医療制度の被保険者は除く。)の希望により、退職の日から20日以内に所属所を經由で共済組合へ加入の申出をし、かつ、任意継続掛金等を支払うことで、引き続き短期給付を受け、福祉事業の一部を利用することができます。

対象者	組合員およびその被扶養者(退職後も引き続き組合員との生計維持状況に変更がない場合)
期間	退職後最長2年間(途中で資格喪失できます。)
掛金算定方法	任意継続組合員の掛金には、医療等に係る短期任意継続掛金、介護保険制度に係る介護任意継続掛金(40歳以上65歳未満の方が該当)と子ども・子育て支援金(令和8年度から全ての世代から徴収)があり、次のとおり算出されます。 $\text{短期任意継続掛金(月額)} = \text{標準報酬の月額} \times 86.00 / 1,000 \text{ (R8年度の率)}$ $\text{介護任意継続掛金(月額)} = \text{標準報酬の月額} \times 14.80 / 1,000 \text{ (R8年度の率)}$ $\text{子ども・子育て支援金(月額)} = \text{標準報酬の月額} \times 2.30 / 1,000 \text{ (R8年度の率)}$ 標準報酬の月額：退職時の標準報酬の月額 ※退職時の標準報酬の月額が上限額(360,000円)を超える場合は、360,000円
払込方法	年払い、半年払い、月払いの3通り(年払い、半年払いの場合、前納割引適用あり) *振込手数料は有料(振込人負担)になります。資格取得申出後の掛金の払込方法は、原則変更できませんので、十分考慮し選択してください。※R7年度は85%の方が年払い・半年払いを選択
掛金払込額	4月に資格を取得し、掛金算定の標準報酬の月額が360,000円の場合(上限額) 年払い 437,485円(短期+介護+子ども・子育て) 437,485円×1回払い 半年払い 441,054円( " ) 前期220,887円+後期220,167円の2回払い 月払い 445,392円( " ) 37,116円×12回払い ◎前納の場合、年間で「年払い」で7,907円、「半年払い」で4,338円が割引になります。 *年度途中で退職し任意継続組合員の資格を取得した場合の払込対象期間は、資格取得月分から令和9年3月分までとなります。
給付等	短期給付：在職中と同じ。ただし、傷病手当金、出産手当金については在職中に受給権発生したものに限ります。 福祉事業：人間ドック等の各種検診料助成、リフレッシュ休日施設利用助成、特定健康診査(任継組合員の届出されている住所に、5月頃受診券を送付)などの助成が有ります。
納付証明書	任意継続掛金は、所得税法上の社会保険料に該当しますので、確定申告の際に必要な「任意継続掛金納付証明書」を毎年1月中に届出されている住所へ送付します。

## (2) 加入手続



## (3) 次年度更新手続

任意継続組合員として加入できる期間は、最長2年間となりますが、掛金額の算定は、年度単位となるため、令和9年度の更新手続案内については、令和9年3月に御案内します。更新される場合には、納付期限までに任意継続掛金を金融機関から払い込んでください。

なお、国民健康保険へ加入を切り替えるなどで、任意継続組合員でなくなることを希望する場合には、必ず「任意継続組合員資格喪失届出書」を共済組合へ提出してください。

## (4) 資格喪失となる時(2、4、5の事由の場合は届出が必要です)

事由	喪失日	提出書類
1 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき	その翌日	資格確認書等*
2 任意継続組合員が死亡したとき	その翌日	任意継続組合員資格喪失届出書 資格確認書等*
3 任意継続掛金(初めて払い込むべき任意継続掛金を除く。)を払込期日までに払い込まなかったとき。ただし、払込みの遅延について正当な理由があると組合が認めたときを除きます。	その翌日	資格確認書等*
4 健康保険等の被保険者または組合員となったとき	その日	任意継続組合員資格喪失届出書 資格確認書等*
5 期間の途中で、任意継続組合員でなくなることを希望するとき(例: 国保の被保険者や被用者保険の被扶養者になるとき等)	組合にその申出のあった月の翌月の初日	任意継続組合員資格喪失届出書 資格確認書等*
6 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき	その日	資格確認書等*
7 上記2、4、5の事由で資格喪失したことにより、還付を受ける未経過月分の掛金があるとき		任意継続掛金還付請求書

\* 共済組合から交付されている**資格確認書、高齢受給者証**など(資格情報通知書は返還不要です。)

## (5) その他の届出

事 由	提 出 書 類
1 住所、氏名、給付金振込口座等を変更したとき	任意継続組合員変更届出書
2 資格確認書等を亡失、盗難などで再交付等を受けるとき ・盗難にあったときは、必ず警察に届出してください。 ・保管、管理には日頃から十分に注意してください。	資格確認書交付(初回)各種(書・証)再交付申請書
3 被扶養者に異動(認定取消、変更、訂正)が生じたとき *任意継続組合員となる日と同時(4月1日等)に被扶養者が就職等により認定取消となる場合にも申告書の提出が必要となります。	被扶養者申告書(取消日が確認できる書類等添付書類要)

上記3の被扶養者の異動で、次のいずれかに該当する場合には、手続が必要かどうか事前に共済組合へ確認を行ってください。特に認定取消が遡及した場合は、認定取消日以後の保険医療機関等の受診分について、共済組合で負担した医療費等を返還していただくこととなります。

- 被扶養者が年金を受給するようになったとき、または受給している年金が増額されたとき。
- 被扶養者の月収が増額となったとき。
- 被扶養者が雇用保険の失業給付を受けるようになったとき。
- 被扶養者が就職等で健康保険の被保険者、または他の者の被扶養者となったとき。
- 被扶養者と任意継続組合員本人が離婚、または離縁したとき。
- 被扶養者が死亡したとき。

### <被扶養者の収入基準額>

年額130万円未満

(19歳以上23歳未満の者(組合員の配偶者を除く。)は年額150万円未満、60歳以上または障害年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者は年額180万円未満。)

ただし、被扶養者の認定は、年収ではなく、月額で判断することとなります。

月額基準 → 108,334円(130万円÷12か月)未満

(19歳以上23歳未満の者は月額125,000円(150万円÷12か月)未満)

(年金受給者は月額15万円(180万円÷12か月)未満)

\* 給与収入の場合、総収入が所得とみなされ、非課税分の通勤手当等も所得に含まれます。

**【問合せ先】** 〒380-8586 長野県長野市権堂町2201番地 権堂イーストプラザND  
長野県市町村職員共済組合

- 加入・喪失・変更手続き関係 → 資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669
- 短期給付関係 → 医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651
- 各種検診・施設利用助成関係 → 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698
- ホームページ <https://nagano-kyosai.jp/> (各種申請用紙がダウンロードできます)